

## 簡易公募型競争入札方式に準じた手続による手続開始の掲示

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始します。

平成29年3月16日(木)

独立行政法人都市再生機構西日本支社

支社長 西村 志郎

### 1 業務概要

- (1) 業務名 大和川左岸（三宝）地区西区域 建物等調査・算定業務  
（電子入札対象案件）
- (2) 業務内容 主な業務内容は以下のとおりである（業務の詳細については「大和川左岸（三宝）地区西区域 建物等調査・算定業務 特記仕様書」を参照）。  
建物・附帯工作物等の調査・算定業務
- (3) 履行期間 平成29年5月中旬（契約締結日の翌日）～平成30年11月30日（予定）
- (4) 履行場所 大阪府堺市堺区松屋大和川通
- (5) 本業務は業務成績評定対象業務である。受注者には、業務完了後業務成績評定点を通知する。付与した業務成績評定点は、将来業務発注時に価格以外の評価項目として使用することがある。
- (6) 本業務においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う（ファイル容量及び種類によっては電子入札システムで資料を提出できないことがある。この場合、入札説明書に示す提出方法及び提出期限を厳守の上、資料を提出すること。）。なお、電子入札により難しいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる（様式は当機構ホームページ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準からダウンロードできるので、参加表明書提出期限までに下記3(1)②～様式1及び2を提出すること。）。

### 2 指名されるために必要な要件

- (1) 参加表明書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている者であること。
  - ① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条（契約を締結する能力を有しないもの又は破産者で復建を得ていない者）及び第332条（当機構から取引停止措置を受け、その後2年間を経過しない者）の規定に該当する者でないこと。
  - ② 当機構関西地区における平成27・28年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有している者で、業種区分「補償」に係る競争参加資格の認定を受けていること。また、本業務の入札に参加する者は開札日までに当機構関西地区における平成29・30年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務に係る競争参加資格を有し、業種区分「補償」の認定を受けていること。
  - ③ 平成18年度以降に機構施行又は機構以外の施行者による土地区画整理事業、土地区画整理事業以外の市街地開発事業（都市計画法第12条第1項に規定する事業）、収用対象事業（土地収用法第3条各号に規定する事業）、防災集団移転促進事業又は津波復興拠点整備事業において発注され、参加表明書提出日の前日までに受注し完了した下記「同種業務」又は「類似業務」の建物等調査・算定業務（事業損失に係るものを除く）で、一つの契約で契約金額2,500万円以上の業務実績が1件以上ある者であること。  
同種業務:機構施行又は機構以外の施行者による土地区画整理事業において発注された建物等調査・算定業務（事業損失に係るものを除く）  
類似業務:機構又は機構以外の事業者による市街地開発事業（都市計画法第12条第1項に

規定する事業)、収用対象事業(土地収用法第3条各号に規定する事業)、防災  
集団移転促進事業又は津波復興拠点整備事業において発注された建物等調  
査・算定業務(事業損失に係るものを除く)

- ④ 参加表明書及び資料の提出期限から開札の時までの期間に、当機構西日本支社長から本  
件業務の履行場所を含む区域を措置対象とする指名停止を受けていないこと。
  - ⑤ 大阪府内、兵庫県内、京都府内、奈良県内、滋賀県内又は和歌山県内に技術者が1名以上  
常駐する本店、支店又は営業所を有する者であること。
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと(詳細  
は当機構ホームページ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標  
準契約書等→標準契約書等について→別紙「暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配す  
る者又はこれに準ずる者」を参照)。
- (2) 配置予定現場代理人は、次に掲げる条件を満たす者であること。
- ① 平成18年度以降(平成18年4月1日から参加表明書提出日の前日まで)に受注及び業  
務完了(下請受注による業務の実績は含まない。)し、かつ引渡しが済んでいる上記(1)  
③に記載する「同種業務」又は「類似業務」の経験が1件以上あること。  
※ 現場代理人として、業務に従事したことが確認できる書面の写し(例えば、現場代理人  
等届、作業計画書等)を提出すること。
  - ② 下記のいずれかの資格又は経験を有し登録を行っている者であること。
    - ・ 補償業務管理士(物件部門)
    - ・ 土地家屋調査士
    - ・ 建築士
  - ③ 参加表明書の提出期限日時点において参加表明者と直接的な雇用関係がある者である  
こと。なお、前述の雇用関係が無いことが判明した場合「虚偽の記載」として取り扱う。
- (3) 入札参加者を選定するための基準
- 選定に係る評価基準は入札説明書に記載のとおりとし、評価点の合計が高い者から原則10  
者を選定する。また、評価点の合計が高い者から選定して同点により10者以上となった場合  
は、当該者すべてを選定するものとする。
- 参加表明者が10者に満たない場合は表明者数とする。なお、参加表明者が10者に満たない  
場合でも、評価基準において非選定とする場合に該当した参加表明者は選定しない。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部署

##### ① 公募条件及び積算基準について

〒536-8850 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 都市再生業務部市街地整備チーム

電話06-6969-9883

##### ② 入札手続について

〒536-8850 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約チーム

電話06-6969-9970

#### (2) 入札説明書等の交付期間及び入手方法

平成29年3月16日(木)から平成29年5月8日(月)までに当機構ホームページからダウンロー  
ドすること。

#### (3) 参加表明書を提出できる者の範囲

参加表明書を提出する時において、2(1)②に掲げる競争参加資格の認定を受けている者

とする。

なお、参加表明書を提出する時において、当該資格の認定を受けていない者については、入札説明書に示すところに従い参加表明書を提出することができる。

(4) 参加表明書の提出期間並びに提出場所及び方法

① 提出方法： 参加表明書は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、紙入札を希望する場合は、必ず発注者の承諾を得て、下記提出場所に内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない（必ず事前予約を行うこと。）。

② 提出期間： （電子入札システムによる場合）

平成29年3月17日(金)から平成29年3月31日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後5時まで

（紙入札による場合）

平成29年3月30日(木)及び平成29年3月31日(金)の午前10時から午後5時まで

③ 提出場所： （電子入札システムによる場合） 上記3(1)②に同じ。

（紙入札による場合） 上記3(1)①に同じ。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

① 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、3(1)②に郵送(書留郵便により締切日時に必着)すること。持参又は電送によるものは受け付けない。

② 提出期限： 平成29年5月8日(月) 正午

③ 開札日時： 平成29年5月9日(火)

④ 開札場所： 〒536-8850 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約チーム

※開札時間は、指名通知に併せて通知する。

(6) 当該業務において、入札に参加する者が関係法人1者だった場合は、当該手続を中止し、再公募を実施する。

#### 4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 免除

(2) 入札の無効 本掲示に示した指名されるために必要な要件を満たさない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法

独立行政法人都市再生機構会計規程(平成16年独立行政法人都市再生機構規程第4号)第52条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無 無

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 配置予定現場代理人の手持業務の提出

落札者は、業務請負契約書の締結時に配置予定現場代理人の手持業務を提出する。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 当機構関西地区とは、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県、福井県、岡

山県、広島県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、愛媛県及び高知県をいう。

- (10) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、御了知願います。

① 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること。
- ロ 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること。

② 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- イ 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ロ 当機構との間の取引高
- ハ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
  - 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上
  - ニ 1 者応札又は 1 者応募である場合はその旨

③ 当方に提供していただく情報

- イ 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ロ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④ 公表日

契約締結日の翌日から起算して 7 2 日以内

以 上

※ お車でのご来場は、周辺道路の交通停滞を招く恐れがありますので固くお断り申し上げます。